

### 自立支援給付(黄色の受給者証)

	サービス	内容	対象
介護給付	居宅介護(ホームヘルプ)	ホームヘルパー等が自宅を訪問し、自宅で入浴や排せつ、食事の介助等を行う。	身・知・精・児
	重度訪問介護	ホームヘルパー等が自宅へ訪問し、重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に対して、自宅で入浴や排せつ、食事の介護や外出時の移動支援など総合的に行う。	身
	行動援護	重度の知的障がい、または重度の精神障がいにより行動上著しい困難を有する人に対して、自傷や異食、徘徊等の危険を回避するために必要な援護、外出における移動中の介護等を行う。	知・精・児
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に対して、外出する際に必要な排泄・食事等の介助や移動時・外出先における必要な移動の援護・視覚的情報の支援などを行う。	身・児
	重度障害者等包括支援	常時、介護が必要な障がいのある人で、その介護の必要程度が著しく高い人に対して、居宅介護等の複数のサービスを包括的に提供する。	身・知・精
	短期入所(ショートステイ)	居宅において介護する人が疾病等の理由により一時的に介護ができない場合に、短期間、夜間も含めて施設に入所し、食事や入浴、排せつの介護等を行う。	身・知・精・児
	療養介護	医療と常時介護が必要な障がいのある人に対して、医療機関での訓練機能、療養上の管理・看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行う。	身・知・精
	生活介護	昼間、常時介護が必要な障がいのある人に対し、施設等において食事や入浴、排せつの介護、生活活動や創造的活動の機会を提供する。	身・知・精
	施設入所支援	施設に入所する障がいのある人に対して、夜間や休日、入浴、排せつまたは食事の介助等を行う。	身・知・精
	共同生活介護(ケアホーム)	障がいのある人で夜間や休日に、共同生活を行う住居で、食事や入浴、排せつの介護等を行う。	身・知・精
訓練等給付	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、施設で一定期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行う。	身・知・精
	就労移行支援	一般就労を希望する障がいのある人に対して、一定期間、生産活動等の機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行う。	身・知・精
	就労継続支援A型(雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に対して、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに一般就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行う。	身・知・精
	就労継続支援B型(非雇用型)	一般企業等での就労が困難であり、年齢や体力面で就労が困難な人に対して、就労や生産活動の場を提供し知識や能力の向上のために必要な訓練を行う。	身・知・精
	共同生活援助(グループホーム)	障がいのある人で夜間や休日に、共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助を行う。	身・知・精

### 地域生活支援事業(青色の受給者証)

	サービス	内容	対象
地域生活支援	移動支援	屋外での移動に著しい制限のある視覚障がいのある人などに対して外出支援を行う。	身・知・精・児
	地域活動支援センター	利用者が通所し、創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を図り、日常生活に必要な便宜を提供する。	身・知・精
	日中一時支援	障がいのある人等の家族の就労支援及び一時的な休息のため、障がいのある人の日中における活動の場を提供する。	身・知・精・児

### 障害児通所事業(黄緑色の受給者証)

	サービス	内容	対象
障害児通所給付費	児童発達支援	未就学の障がいのある児童に日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練を行う。	児
	医療型児童発達支援	肢体不自由児に児童発達支援及び治療を行う。	児
	放課後等デイサービス	就学中の障がいのある児童に、授業の終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行う。	児
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。	児

### ■ 利用の流れ

